

令和5年度_公表対象となる随意契約一覧

No	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項（備考）
1	個室改修工事 一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部企画情報課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年4月4日	パラテクノ株式会社 東京都文京区本郷5-28-3	9,020,000円	上記賃貸借備品の取り付けとともに、物品のデザイン性等を考慮した病室の改修を行うこととしたことから、その他の者に履行させることが不利であると考えられるため。（日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領 4 契約に関する事項(4)-③）	
2	神経探知刺激装置 筋電図式筋弛緩モニター テトラグラフ 三式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部調度課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年6月12日	株式会社エムシー 東京都渋谷区代々木2-27-11AS-4ビル	2,997,500円	全身麻酔手術における当該機器の導入は緊急性が高いこと、安全な手術を提供することが出来ることが評価され、可及的速やかに契約し、導入することが望ましい状況であることから、日本赤十字社会計規則第36条4「緊急の必要により競争に付することができない場合、」に該当する	
3	各自動制御盤のリモートコントローラ系 制御系バッテリー(UPS)交換工事一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部施設課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年7月5日	TMES株式会社 東京都港区芝浦4-13-23 MS芝浦ビル8F	1,485,000円	会計規則施行細則35条の1により、予定価格が250万円を超えない工事の為、随意契約とした。	
4	電子カルテ用セキュリティソフトの延長ライセンス1,200ライセンス	横浜市立みなと赤十字病院 事務部企画情報課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年7月20日	富士通Japan株式会社神奈川公共ビジネス部 神奈川県横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング18F	1,188,000円	契約業者は、当該システム開発業者の代理店であり、当該基幹システムの構成等を熟知している業者はこの業者に限られ、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則施行細則第36条第4号）	
5	電話交換機設備更新整備 一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部施設課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年7月21日	扶桑電通株式会社 関東支店 横浜市神奈川区金港町2-6	77,000,000円	当該、契約事業者は、当院竣工時に既設電話交換機を設置しており、院内の回線構築を熟知しており、更新工事に必要な能力や知識を有している唯一の事業者であることから、契約の性質または、目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条4項）	

令和5年度_公表対象となる随意契約一覧

No	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項（備考）
6	救急システムの保守契約更新一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部企画情報課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年7月24日	協和医科器械株式会社 神奈川県横浜市都筑区中川中央2-4-8	3,267,000円	契約業者は、当該システム開発業者の代理店であり、当該基幹システムの構成等を熟知している業者はこの業者に限られ、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則施行細則第36条第4号）	
7	内視鏡システムの保守契約更新一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部企画情報課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年7月24日	協和医科器械株式会社 神奈川県横浜市都筑区中川中央2-4-8	3,090,780円	契約業者は、当該システム開発業者の代理店であり、当該基幹システムの構成等を熟知している業者はこの業者に限られ、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則施行細則第36条第4号）	
8	電子カルテシステムプリンターの保守契約更新一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部企画情報課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年7月24日	リコージャパン株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-6-2	2,200,704円	随意契約の相手方は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術、能力及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則施行細則第36条第4号）	
9	冷却塔廻り量水器の交換作業一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部施設課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年7月26日	TMES株式会社 東京都港区芝浦4-13-23 MS芝浦ビル8F	2,860,000円	緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。（日赤会計規則第36条第4項）	
10	G3非常用電気装置のカートリッジ再生作業の樹脂について	横浜市立みなと赤十字病院 事務部施設課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年7月28日	TMES株式会社 東京都港区芝浦4-13-23 MS芝浦ビル8F	1,028,500円	会計規則施行細則35条の1により、予定価格が250万円を超えない工事の為、随意契約とした。	

令和5年度_公表対象となる随意契約一覧

No	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項（備考）
11	電子カルテシステムネットワーク改修作業(湯島サテライトネットワーク構築)一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部企画情報課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年7月31日	株式会社富士通エフサス第二インフラビジネス本部第一ビジネス統括部 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20大宮JPビル	2,860,000円	既に稼働している電子カルテシステムのネットワークに関する改修作業であり、当該システムの安全性を確保しつつ作業可能な事業者は既存システムベンダーに限定されることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項に該当するため	
12	内視鏡包括保守契約一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部調度課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年8月28日	協和医科器械株式会社 横浜支店横浜市都筑区中川中央2-4-8	6,089,700円	該当する機器等の製造元であるオリンパスが選定した代理店であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
13	画像入出カシステム一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部調度課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年8月28日	富士フィルムメディカル株式会社 南関東支店 横浜市港北区新横浜2-8-11	3,135,000円	既存システムが故障し診療に影響が出たため、日本赤十字社会計規則第36条4「緊急の必要により競争に付することができない場合、」に該当する。	
14	医用X線CT装置定期点検契約	横浜市立みなと赤十字病院 事務部調度課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年9月1日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 神奈川サービスセンタ 横浜市西区高島2丁目6番32号	1,320,000円	該当する機器等の製造元であり、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
15	ボイラーブロー槽清掃及びポンプ交換一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部施設課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年9月6日	TMES株式会社 東京都港区芝浦4-13-23 MS芝浦ビル8F	1,423,400円	会計規則施行細則35条の1により、予定価格が250万円を超えない工事の為、随意契約とした。	

令和5年度_公表対象となる随意契約一覧

No	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項（備考）
16	電極式蒸気加湿器(SECタイプ)の蒸気シリンダーの購入及び交換一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部施設課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年9月7日	TMES株式会社 東京都港区芝浦4-13-23 MS芝浦ビル8F	2,585,000円	緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。(日赤会計規則第36条第4項)	
17	電子カルテシステム改修作業(健診システム連携作業)一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部企画情報課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年9月12日	富士通Japan株式会社神奈川公共ビジネス部 神奈川県横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング18F	8,800,000円	既に稼働している電子カルテシステムに関する改修作業であり、当該システムの安全性を確保しつつ作業可能な事業者は既存システムベンダーに限定されることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項に該当するため	
18	X線透視撮影装置導入に伴う追加備品等一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部調度課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年9月12日	株式会社島津製作所横浜支店 横浜市西区北幸2-8-29	6,290,900円	既に装置本体の契約を結んでいる案件の追加であり、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため	
19	セントラルモニター一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部調度課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年9月12日	フクダ電子神奈川販売株式会社 横浜市港北区新羽町905	4,510,000円	既に稼働しているシステムの増設であり、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため	
20	電子カルテシステム改修作業(新規人工呼吸器と重症経過表との連携作業)一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部企画情報課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年9月13日	富士通Japan株式会社神奈川公共ビジネス部 神奈川県横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング18F	1,496,000円	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項に定める予定価格が少額であるため	

令和5年度_公表対象となる随意契約一覧

No	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項（備考）
21	電子カルテシステム改修作業(読影依頼連携プログラム修正作業)一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部企画情報課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年9月20日	富士通Japan株式会社神奈川公共ビジネス部 神奈川県横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング18F	1,199,000円	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項に定める予定価格が少額であるため	
22	2階栄養課厨房床シート修繕工事一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部施設課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年9月25日	株式会社浅岡装飾 神奈川県横浜市南区大岡2丁目7番1号	1,870,000円	会計規則施行細則35条の1により、予定価格が250万円を超えない工事の為、随意契約とした。	
23	電子カルテシステム改修作業(PACS残容量枯渇対応作業)一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部企画情報課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年9月27日	富士通Japan株式会社神奈川公共ビジネス部 神奈川県横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング18F	3,630,000円	既に移動している電子カルテシステムに関する改修作業であり、当該システムの安全性を確保しつつ作業可能な事業者は既存システムベンダーに限定されることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項に該当するため	
24	シリンジポンプ 40台	横浜市立みなと赤十字病院 事務部調度課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年11月20日	東邦薬品株式会社 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	5,610,528円	当該機器は、本社共同購入品であり調達価格が定められており契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
25	輸液ポンプ 40台	横浜市立みなと赤十字病院 事務部調度課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年11月20日	東邦薬品株式会社 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	7,361,552円	当該機器は、本社共同購入品であり調達価格が定められており契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

令和5年度_公表対象となる随意契約一覧

No	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項（備考）
26	Da Vinci Xi 洗浄ラック 1式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部調度課 横浜市中区新山下3-12-1	令和5年11月30日	協和医科器械株式会社 横浜支店横浜市都筑区中川中央2-4-8	1,595,000円	当該機器は既存の洗浄器のオプション品であり、他社等との競合が図れず、契約の性質又は目的が競争を許さないため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
27	食器浸漬槽 1式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部調度課 横浜市中区新山下3-12-1	令和6年2月22日	日本調理機株式会社 横浜営業所 横浜市保土ヶ谷区上星川2丁目7番5号	4,785,000円	厨房機器は建物の構造上部分的に他社製品を入れることは仕様上困難であり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
28	駐車場事前精算機更新工事 一式	横浜市立みなと赤十字病院 事務部会計課 横浜市中区新山下3-12-1	令和6年3月8日	アマノ株式会社 神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地	6,050,000円	当該更新機器は、既に導入済みの他の機器と連動し用をなす無人駐車管理装置の一部であり、保守管理の契約上、契約の性質又は目的が競争に付することが不利と認められる場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	